

平成 26 年度事業は法人設立初年度ということで、前期は、法人の基礎となる定款に基づき、諸規定の検討を重ねる法人運営の基礎づくりを致しました。設立記念式典では、地域の行政、政党、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者ケアマネジャー、施設等の福祉の最前線で活躍されている関係機関の多くの方々の出席をいただきました。そして当法人の活動方針を受け止めていただきました。地域包括ケアシステムの一員として、地域の人々への貢献活動を共にしていくことに勇気を頂きました。

後期は、事務局体制を整え各事業の展開をしてまいりました。特に法人後見人として、地域の行政や包括支援センター等から依頼を受け、家庭裁判所の選任を受けることができました。これも地域の関係機関の協力により権利擁護事業をスタートできましたことに深く感謝申し上げます。特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、これからもやさしい風を地域におくれますように努力してまいります。

# 南のかぜだより

創刊号 NO. 1  
発行日 平成 27 年 6 月吉日  
発行 特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ

「ソーシャルネット南のかぜ」が誕生し、1 年が経ちました!!

私たち社会福祉士と弁護士が  
"人は誰にでも、ひとりで解決できないことは、支援を受ける権利があります!!"  
をモットーに、成年後見・司法福祉・ソーシャルサポートをメインに活動しています。

## 私たちの願いは

社会正義に基づいた支援を丁寧に誠実に行うことにより、尊厳ある一生を継続することが出来るような支援を目指します。

誰もが安心して暮らしている街づくりに、行政、その他の諸機関と連携し自分たち自身でも必要なサポートを創りつつ、相談から支援までワンストップで支援できる地域づくりを實踐します。

ソーシャルネットワークを活かして今ある社会資源とのコラボレーションを図り、必要な支援を受け、主体的に生きていけるよう支えていきます。

誰もが生きていてよかった、と思えるように障がいをもつていたり、認知症になったり、頼れる人がいなかったり、生きづらさを感じている方にアウトリーチしていきます。

私たちのメンバーが繋がってサポート!

★ 家族とつながって  
★ 地域住民とつながって  
★ 専門職とつながって  
★ 行政機関とつながって

あなたの思いに寄り添います。



地域の人々とつながって  
支え合いの輪を広げるために  
ソーシャルネット南のかぜで  
安心した生活と  
あなたらしい人生を  
一緒に作りましょう!

### 権利擁護に関する相談援助

福祉や介護保険のこと、障害者総合支援法のこと、成年後見制度のことなどの一般相談と相続・遺言・法的な諸問題についての弁護士による専門相談を実施しました。相談方法は電話のみならず直接訪問し、あるいは来所頂き相談させて頂きました。

- ・成年後見相談 22 件、その他相談 23 件、
- ・法律相談 18 件

### 成年後見人受任

成年後見制度は、本人に代わって「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。南のかぜは、職能団体に所属し後見業務を行っている弁護士もしくは社会福祉士とペアを組み必要としている方の後見等業務を法人として受任しています。

- ・後見類型 2 件、 保佐類型 1 件、準備中 4 件 (任意後見含む)

### 権利擁護に関する啓発

認知症になっても、障がいがあっても、人として尊重され尊厳をもって生きることができるよう権利を擁護する様々な仕組みや制度等があります。住みなれ地域での生活を支える成年後見制度についての講座や自分の人生についての講座や自分の人生を振り返って、これらに向けて整理する時間を持ち今後の生活をより良くいくための i ライフノート(エンディングノート)作成講座を開催しました。

- ・「i ライフノート作成講座」全 3 回コース
- ・「成年後見(法定後見と任意後見制度)講座」全 3 回コース

### 成年後見人等支え合い

福祉の現場で働く仲間の、そして南のかぜの会員を対象にさまざまな支え合いの仕組みを用意しています。たとえば、スーパーバージョン・グループスーパーバージョンの実施、事例検討会、弁護士による法的助言、後見業務の緊急時の助け合い・預り物保管、定期会員連絡会の実施等があります。

- ・グループスーパーバージョン 1 回
- ・成年後見事例検討会 1 回
- ・会員連絡会 隔月 1 回開催
- ・不在時の預り物保管 1 件

### 市民後見人の養成支援及びサポート

当会員の社会福祉士や弁護士とペアになって、一緒に活動するメンバーを養成していくために活動エリアの市民に呼びかけ、また、養成にかかわる行政等に講師を派遣しました。

- ・町田市 1 件

### 地域福祉の増進に関する活動

地域の講演会等に講師として出席し広く成年後見制度の普及や権利擁護活動を行っています。

### 地域活動に参加

地域のお祭りやバザー等に積極的に参加し地域の繋がりを目指しています。

- ・福祉 1 件

## 平成27年度事業計画

- 権利擁護に関する相談援助事業
- ・第 2 木曜-法律相談
  - ・第 4 金曜-事例検討会
- 親の会等関係機関との連携事業
- ・ i ライフノート 10:00~12:00
  - 1 回目 7/13 (月) 2 回目 8/24 (月)
- 権利擁護に関する啓発活動事業
- ・権利擁護講座 13:30~15:30
  - 1 回目 7/8 (水) 2 回目 7/15 (水) 3 回目 7/22 (水)
- 成年後見支え合い・研修会・会員連絡会  
認定社会福祉士によるグループスーパーバージョン  
市民後見人の養成支援及びサポート
- ・講師派遣 7 月
  - 成年後見人受任・任意後見人受任
  - 地域活動に参加
  - ・いなぎふれあい祭り参加 5 月

まずは、お電話ください  
初回は無料です。

042-379-8485  
(出張も可能)

高齢者、障がい者、その家族・支援者、介護保険、障害者総合支援法、保健師、医療、成年後見、司法福祉の各種相談など、どんなことでも、まずはご相談ください。

スーパービジョンの受付

- ・グループビジョン
- ・個人スーパービジョン
- ・コンサルテーション

将来に備えての相談支援

- ・エンディングノート
- ・遺言・相続・福祉

会員相互の助け合い活動

- ・留守中の委託
- ・後見活動のサポート

法人後見

- ・任意後見制度
- ・法人後見制度

法人後見監督

- ・市民後見人サポート

研修の企画・実施

- ・講師派遣
- ・エンディングノート関係
- ・ソーシャルワーク演習
- ・事例検討研修
- ・スーパーバイザー研修

後見活動支援

- ・親族後見人サポート
- ・専門職後見人サポート
- ・留守中のサポート

人は誰にでも一人だけで解決できないことは、支援を受ける権利があります。

## Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

ニュージャージー州の GAN J I という後見活動団体が発行した「Where human Rights Begin」では人権には、個人、住まい、健康、仕事・活動、安全な環境という 5 つのエリアがあること、そして、具体的に 26 の人権について紹介されています。私達はこの 26 の権利をしっかりと理解していく為に、この「南のかぜだより」で一つ一つの権利を勉強していきたいと考えています。一緒に考えてください。

### Summary Chart Of 26 Human Rights

- |                   |                         |                            |
|-------------------|-------------------------|----------------------------|
| 1, Respect        | 10, Healthy Diet        | 19, Work & Play            |
| 2, Self-Advocacy  | 11, Relationships       | 20, Job & Program          |
| 3, Religion       | 12, Visitors            | 21, Service Plan           |
| 4, Vote           | 13, Activities          | 22, Private information    |
| 5, Guardian       | 14, Privacy             | 23, No Unusual Treatment   |
| 6, Services       | 15, Treatment & Therapy | 24, No Restraints          |
| 7, Personal items | 16, Healthy living      | 25, No Punishments         |
| 8, Mail           | 17, Medical Care        | 26, Right to Habeas Corpus |
| 9, Phone          | 18, School              |                            |

会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員・賛助会員の会費に支えられています。

正会員 入会金 10,000 円 会費 1000 円/月  
賛助会員 入会金 なし 会費 3000 円/年



〈連絡先〉

特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ事務局  
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18  
Tel & Fax 042-379-8485  
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp  
URL: http://minaminokaze-social.net/  
営業時間: 10:00~16:00



# 南のかぜだより

\*\*\*第2号\*\*\*  
発行日 平成28年1月吉日  
発行 特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ



## 新春のお慶びを 申し上げます



新年を迎え今年も良い年でありますよう心よりご挨拶申し上げます。

南のかぜは、本年4月で2歳を迎えることになりました。引き続き地域で「安心できる成年後見制度」を目標に法人活動してまいります。そのための様々な取り組みをこれからも一丸となって進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。人生には支えが必要な時があり、その一つの支えに後見の道があります。後見の道には「あんしん」が付き添って歩みます。そのあんしんに付き添える法人、後見に携われる法人になって一人でも二人でも地域の人々に付き添えることが使命と考えております。これからもそのためには何をなすべきか、地域の人々に教えて頂きながら、権利の擁護の実践を研鑽して参ります。最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

理事長 長田さかゝ



### 今年注目すること!!

- ～マイナンバー詐欺に注意～
- 1、行政機関の職員が電話や訪問でマイナンバー制度の説明をすることはありません。電話詐欺が増えています。不審な電話はすぐ切る、訪問は断る。
  - 2、総務省や各自治体がマイナンバーについてメールでお知らせや問い合わせをすることもありません。※個人情報は教えない/不審なメールは削除・開かない
  - 3、心配なことが起こったら、家族、消費者センター、警察にすぐに相談してください。

平成27年度 会員連絡会実施  
4月22日(水)6月14日(日)10月28日(水)12月18日(金)  
会員との事例報告や検討会を行いました。  
毎回夜の集まりなので、軽食を準備し、交流を深め、事業について話し合います。又、12月には連絡会後、忘年会を開きました。今年度は新しいメンバーが5人と1団体の加入がありました。  
※臨時 会員募集中。興味のある方はお問い合わせください。



### 法律事例検討会 (会員限定)

日時: 毎月金曜日 13時30分  
場所: ソーシャルネット南のかぜ  
内容: 理事で弁護士の小田泰機先生に法律問題の悩みや疑問について助言を頂いております。

講座やイベントに参加して頂いた会員の皆様に感想文を書いて頂きました。(敬称略)

### ライフノート

日野青い鳥福祉社で2回(7/13 8/24)出張講座を開きました。

### 「ライフノート」感想

今回の「ライフノート」についての勉強は、自分の事を改めて考える良い機会になりました。どうしても主婦は、家事や家族の心配事に追われ、毎日があつたままの間に過ぎて行ってしまう。自分の事について後見ノートを自分自身で書いておいた方が良いと思ったり、逆に自分には書いておかない方がいい。原戸の事も参考になりました。我が家は複雑な事情があり、子供の成長も早いので、後見表を眺めると付いてくれない感じがして、少し複雑な気持ちです。私の場合は、家族とのコミュニケーションが、自分自身で書いていくと、自分の家族と向き合えると思います。後見ノートを家族と共有して、後見の道に進むきっかけになればいいなと思います。最近後見人の生活は、後見人としての責任の重さを感じています。最近後見人の不

### 権利擁護講座

市民後見人を目指す一般市民、会員を対象に制度理解から作成、後見活動の実践まで、3回の連続講座です。

「1. 権利擁護講座を受講して」  
日野市障害者生活・就労支援センターへ申し込みました。2回の講座を受講しました。後見の権利擁護が、障害者生活・就労支援センターで学ぶことが、後見活動の第一歩です。後見活動の重要性が、改めて認識できました。後見活動の重要性が、改めて認識できました。後見活動の重要性が、改めて認識できました。

正事件が世間を騒がすようになつて、私達後見人として活動する者も、後見人として活動する者も、後見活動の重要性が、改めて認識できました。後見活動の重要性が、改めて認識できました。後見活動の重要性が、改めて認識できました。

### 新しい家族信託

8月26日 弁護士 遠藤先生をお迎えして、研修会を開きました。

今回の研修に参加した理由は、家族信託とはどのようなものかを知りたいと参加しました。研修会では、家族信託のメリット、デメリット、注意点などについて詳しくお話を聞きました。また、家族信託の活用事例も紹介されました。研修会を通じて、家族信託の重要性が改めて認識できました。

### 障がい者年金

9月30日 社会福祉協議会 障がい者年金講座を開催しました。

### バナー

5月4日、つばにま 5月4日、つばにま 5月4日、つばにま

### 成年後見受任事業

成年後見制度は、本人に代わって「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。

### 市民サポート事業

7月4日、多摩市社会福祉協議会にて、理事の長田が講師として出席。親族後見人を対象とした研修会に参加しました。

### 地域増進に関する事業

8月4日、カトリック大塚 8月4日、カトリック大塚

### 新しい家族信託

今回の研修に参加した理由は、家族信託とはどのようなものかを知りたいと参加しました。研修会では、家族信託のメリット、デメリット、注意点などについて詳しくお話を聞きました。また、家族信託の活用事例も紹介されました。研修会を通じて、家族信託の重要性が改めて認識できました。

### 障がい者年金

9月30日 社会福祉協議会 障がい者年金講座を開催しました。

### バナー

5月4日、つばにま 5月4日、つばにま 5月4日、つばにま

### 成年後見受任事業

成年後見制度は、本人に代わって「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。

### 市民サポート事業

7月4日、多摩市社会福祉協議会にて、理事の長田が講師として出席。親族後見人を対象とした研修会に参加しました。

### 地域増進に関する事業

8月4日、カトリック大塚 8月4日、カトリック大塚

### Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

前号でもお知らせいたしましたように、アメリカジョージア州の地域から発した人権に関する啓発活動です。具体的には発達障害を持つ方々に対して「みんなと同じようにこんな権利があるよ」と初めて権利というものを知って貰うところから進めた運動です。身近な生活に関連した26の権利としてまとめました。いっしょにそれは普遍的であるとして、今では数か国語に訳されています。

### Summary Chart of 26 Human Rights

1 [Respect] = 尊重・尊敬と辞書には出ています。人は互いに尊重されるという意味だと思います。自分には様々な権利があります。しかし、隣の人にも同じように同じ権利があることを知ってもらうことです。例えば、ヒューマンライツの事例では、このように話をしていたそうです。「自分がして欲しいと思ったことと同じことを他人にしない」と・・・ここからは互いに繋がって作用することが分かり、「権利」を「個々人」のものであることを理解することが出来ました。権利は個々人にあるものとして理解して上で、では自分の思いを表現してみようという段階に進めていきました。このことは自分の思いを伝えたことがなかった人々にとって大きな第一歩になりました。

### 会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。  
正会員 入会金10,000円 会費1,000円/月  
賛助会員 入会金なし 会費3,000円/年

「連絡先」  
特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ事務局  
〒206-0804 東京都稲城市百村1620-18  
Tel & Fax 042-379-8485  
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp  
URL: http://minaminokaze-social.net/  
営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)



お電話下さい TEL・FAX 042-379-8485

- ★ 弁護士による専門相談 (有料・予約制)
- ～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～
- 日時: 毎月第2木曜日①13:30～②14:30
- 相談料: 30分 5,000円
- 場所: ソーシャルネット南のかぜ事務局
- ★ 一般相談・随時受付
- ～福祉・介護保険・障害者総合支援法・成年後見制度・権利擁護に関する事～
- 初回2時間無料 (事務局相談・訪問相談 (要予約)・電話相談含)

「一口メモ」

七草粥の作り方  
うるち米にもち米を加え粥にします。細かく乱切した七草粥の仕上げに入れ、塩ひとつまみで出来上がりです。

是非お試しあれ。





